

WEB 追加資料

はじめに

ここに掲載するのは紙幅の都合で本書にこそ掲載することができませんでしたが、執筆者による更に詳細な分析内容です。お読みいただくことで、より一層の知識の深化に役立つのを願っています。

2025 年
法律文化社編集部

第2章 **コラム 2-3** をより詳しく知るために

ドイツでは、具体的に、就業不能保険の被保険者が、過去 5 年以内の受診歴の告知に際し、整形外科医のもとに受けた診察と、その結果としての軽い脊椎側弯、仙骨の湾曲ひび割れ、椎間板のわずかな狭まり、軽い椎体の傾きを診断された事実を不告知としていた中、鉦山労働中、重量のある油圧装置ピストンを持ち上げ、外傷性の椎間板障害（その結果としての就業不能）が発生した事案において、上記既往症は、椎間板障害の発生の客観的可能性を軽微な方法で高めていないとして、因果関係不存在となることを認めた裁判例が有名なものとしてある。

このようなドイツ法の理解は、全然因果関係がないことが不存在特則発動のために（制裁緩和のために）必要である、という我が国の伝統的理解とは異なるものである。仮に、上の例を、我が国の伝統的理解のもとに当てはめれば、椎間板ないしその付近に異常を示す、不告知とされた既往症の存在は、椎間板障害という事故に全然因果関係がなかったとはいえない、とされるであろう。

確かに、因果関係不存在特則は、契約時の適切な告知のインセンティブとならない、あるいは正直に告知した者との公平性も害するといった弊害も伴う。過去には、このルールがそもそも「不当」であるという評価の下、その価値判断を実現するため、テクニックとして、

いわば因果関係を通常の場合よりも厳格に解するという方法論（ルールの空文化を志向する）がとられてきた。しかし、そのような弊害を認識しながらも、告知義務の制裁緩和のために、あえてこのルールを残すこととしたのが、我が国の保険法の決定である。弊害を認識しながらそれが採用されたことで、このルールは完全なる正当性を得た。因果関係を特別に厳格に解釈する必要性（過去の不当論）というものは、保険法という立法ができたことによって否定されたというべきである。そうすると、わが国の民事領域における因果関係の基本的な考え方は、相当因果関係という概念にあるのであって、そうであるとすれば、特別に厳格な因果関係を考える状況にもはやなくなった、当該、因果関係不存在特則との関係においても、そこに理解されるべき因果関係の内容は、その原則通りのものになるというのが素直な解釈であり、まさにドイツ法に行われているように、全然因果関係がない場合に限り因果関係不存在となるという理解に比して、因果関係不存在となる場面を多くする解釈が取る余地が、その考え方のもとに開かれてくるということができる。

【土岐 孝宏】

第5章 **コラム 5-1** をより詳しく知るために

本文に示した平成31年仙台高判や令和元年大阪高判がその典型例となるが、酒気帯び運転免責条項の解釈にかかる多数説の解釈論を先導しているのは、飲酒運転は許されないというほぼ感情論に近い「べき論」であるところ、その「べき論」の裏側にある事情について、その評価が正しいのかどうか、もう少し丁寧に、また、科学的に分析する必要がある。

まず、注目すべきは、その「べき論」の裏側で、保険会社は「べき論」で排除（免責とする）罰則のない酒気帯び運転に対し保険金を支払うための保険料（対価）は、それはそれで、しっかりと徴収している、という事実である。すなわち、損害保険料率算出機構における参考純率制度（損害保険料率算出団体に関する法律〔料団法〕2条1項5号・9条）とそれを基礎にする金融庁の商品認可にかかる保険業法上の仕組み（保険業5条1項4号イ・123条1項・124条2号、料団9条の2第4項）を前提にすれば、商品認可のために会員損害保険会社が利用している当該参考純率を算出する際の算出の前提となる条件に基づいて作成された自動車保険標準約款（標準約款は、損害保険料率算出機構の会員会社が保険約款を作成する際の参考資料として機構から会員会社に提供される）が、前述、生命保険・災害関係特約における解釈と同様に、道路交通法施行令に定められた罰則のある酒気帯び運転のみ免責にすると規定しているから、それに当たらない酒気帯び運転、すなわち、道路交通法施行令に定められた基準（呼気1ℓにつき0.15mg以上のアルコール）を下回るいわゆる罰則のない酒気帯び運転に保険金を支払うための保険料（対価）については、この参考純率を使用する会員保険会社の保険契約者からその保険会社は徴収している関係になる。

この点、前掲・仙台高判平31・2・28自保ジャーナル2024・166は、「保険者が“不当に”

免責事由を拡大して」いないから（結局、これも「べき論」先行の論旨であるが）、「標準約款の免責事由より上記の程度に免責事由が広がる免責条項を定めることが保険業法による認可制度の趣旨に反するということは（も）できない」として、この事情を理由とする限定解釈の主張には理由がないとする。

保険業免許ないし保険商品認可は金融庁の所管事項であり、判旨のごとく、保険業法上の認可制度の趣旨に反するか否かを一裁判所が正確に判断できるものか、その権限関係も含めて疑問なしとしないが、いずれにせよ、認可にかかわっての保険業法 5 条 1 項 4 号に基づく保険料および責任準備金の算出方法書の審査、すなわち、保険料にかかる審査は、保険契約者等の保護の観点から行われる審査であるという点が重要であり、この観点において保険料が適切（合理的）となっているか検査することがこの審査の目的（認可制度の趣旨）である。この点、事故に保険金を支払うことを前提に保険料を計算してその保険料（対価）が保険契約者から徴収されているのに、その部分に免責を拡大することで、先の計算とは矛盾して保険金が支払われないものと処理すること（保険料の無駄払いを強いる）こと（本件の問題）は、まさにこの対価（保険料）にかかる保険契約者保護の観点に正面から抵触する問題である。もし、保険料計算に矛盾する形に免責を拡大するなら、保険料計算の基礎に求められる、保険料算出方法の合理性（保険業 5 条 1 項 4 号イ）は揺ぐ（対価不均衡となり、保険契約者は不利益を被る）。にもかかわらず、このような免責の拡大が、「認可制度の趣旨に反」しないという評価がなぜ行えるのか、仙台高裁の判断は、説得力を欠いている。

仮にその変更が仮に認可制度の趣旨に反しないとしても、仙台高裁のように、「保険契約当事者間の信義衡平の観点」を持ち出すのであれば、保険料計算上予定がない免責の拡大は「対価の公平性の観点」に問題があるものとして、むしろ反対に、保険料計算上、払うと予定して保険料を徴収していた関係にある事故には、形式文言にかかわらず、はらうべきであるとの議論も成り立つのであり（とりわけ、故意がなく、罰則のないレベルの軽度の酒気帯び運転の事故のように、被保険者に責めるべき事情が少ない事故をめぐる）、形式文言に対して限定解釈を施す理由は、十分な説得力をもって、そこ（上記、仕組みの下での対価関係の中）にあるというべきである。

まとめれば、罰則のない酒気帯び運転に保険給付を行うことは、本来、できるのであり、また、すべきことである。これが、多数説を修正して保険給付を行う例外を許容する際の、理論的な下支えになる。

他方、それでは、今後、標準約款が保険料と適合的に改正されれば、この問題が逆の方向（厳格解釈のもと、例外も一切許さない方向）に解決するかといえば、そう単純なものではない。そのことにより、対価関係が適性化されても、保険の果たすべき機能からみれば、適正な商品かという問題が生まれてしまうからである。

すなわち、酒気帯び運転免責が争われる事例では、誰がどうみても酒気帯び運転であるとして非難してしかるべき態様の運転が多い一方（厳格な法理が形成されるのも、それゆえ自然な現象である）、飲酒から相当程度の時間が経過し、あるいは、その間に、睡眠がはさま

っている事案、すなわち、そこに仮に過失が問われることがあり得るとしても、本人の主観として、酒気帯び運転の故意はなく、またその時間経過からアルコールが抜けていると考えることが必ずしも不当でない、要するに、結果としての（少し残ってしまった）酒気帯び運転の態様の事故も一部にはある。このような事故では、アルコールの摂取から相当な時間が経過しているから、結果としての酒気帯び運転であるが、罰則によっては責められることのない、基準値以下の酒気帯び運転が問題となることが多い。なお、アルコールが残った状態に運転してしまったことの過失については、プロではない一般ドライバーには、運転前のアルコールチェックは法令上も要求されておらず、また、同じ人物が同じアルコール量を摂取した場合でも、アルコールの抜け方はその日の体調等に左右されることも知られており、結果としての酒気帯び運転に運転者の過失があるといっても、それは、強く責められるかは疑わしい過失であり、少なくとも重過失というような過失にはならない。

非難してしかるべき弁解の余地のない酒気帯び運転事案に形成されてきた厳格な形式解釈の延長線上、このようなところに起こる、本人に酒気帯び運転の故意のない、しかし、正確な計測器のもとでは酒気帯び運転と判定される運転も、道路交通法 65 条の形式定義に当てはめて、免責と「すべきこと」が社会要請されている、というのが多数の裁判例、多数説の理論である。しかし、公益維持のためにある刑法（国家）がにもかかわらず放置（罰則なしということはそこに抑止力をかけられないということである）している領域の運転（罰則なし）に対し、民間の保険会社が率先してその種の行動抑止のため公益維持の役割を担う必然性があるか。むしろ反対に、私保険ないし保険会社の使命が、過失を問われる過ちを犯した被保険者自身の経済的不利益・損害にも、その過失ある被保険者をだからといって責めず、可能な限り（故意、重過失がない限り）保険給付を与えて彼らを救済すること（理念）にあるとすると（保険 17 条参照）、罰則がない酒気帯び運転について、酒気帯び運転となったことについて故意重過失がない態様の運転には、救済を図るということが、保険のもつ役割ないし機能の観点から、まずは念頭に置かれてよい。

多数説は、「飲酒」という 2 文字に、強烈に激しいアレルギー反応を示すが、この二文字がないところでは、そのように、被保険者に過失があってもそれを責めず、可能な限り救済を図るという、保険の果たすべき機能を意識した反応を示す。例えば、スピード違反（罰則なし酒気帯び運転とは異なり、これには、れっきとしたサンクションがあるが）といった故意の交通違反が明白な事故にも、（重過失というほどに態様がひどくなければ）躊躇なく保険給付を行う。同じく、交通に相応の危険をもたらす運転なのに、このあからさまな態度（アレルギー反応）の違いは、「飲酒」運転に対するネガティブキャンペーンにあり、その遠因は、飲酒運転が悲惨な事故を起こしてきたことによる厳罰化の風潮に同調していることにある。これに同調する流れはもちろん正しいが、もう少し冷静になる必要がある。

これまで悲惨な事故を起こしてきたのは基準値を超える酒気帯び運転（あるいは基準値を大幅に超える酒酔い運転）であり、基準値以下の酒気帯び運転事故は、それが起こっても報道の対象にすらならなかったのではないか。したがって、基準値以下の酒気帯び運転は、悲

惨な事故をきっかけとする飲酒運転厳罰化の世論（社会の要請）を形成する要素でもなかったし、その世論の中身（内容）にもなりようがないものである。これらの事実を無視して、基準値以下の酒気帯び運転も含めて一切が禁止される公序が形成されているとする判断（前掲・令和元年大阪高判）は、飛躍としかいいようがない。また、法哲学における法と道徳の区別にかかる通説（強制説）も、法による強制の働かない規範は、単なる道徳であるとする。酒気帯び運転免責条項（かつての酒酔い運転免責条項）は、沿革上、不正行為であることを免責の趣旨とする条項であるが、強制（罰則）のない法令（先の強制説の立場からは、単なる道徳）に反する運転（罰則の課されない、単なる道路交通法 65 条違反の酒気帯び運転）も、「不正行為」に当たるとしてこれに批判を加えることは、法とは何かという根本に立ち返っても、やはり過剰な反応に映る。

この点、生命保険実務は、適切にも、極めて、冷静である。そして、損害保険実務も、本来的（標準約款）には、極めて冷静であったといえる。

罰則のない酒気帯び運転には保険金を支払うものとする、生命保険の約款実務、同じく、罰則のない酒気帯び運転には保険金を支払うものとする標準約款の立場は、社会からの要請と保険本来の役割・機能との間に適切なバランスを保つものであり、社会からの要請を“必要な範囲で”顧慮しつつも、他方、顧客である被保険者の利益にも配慮している。はたして、先の裁判所（令和元年大阪高判）は、このような約款は、公序良俗違反であり、無効であるとでもいうつもりであろうか。

現在、多くの損害保険会社は、勇んで標準約款とは異なる約款規定を使用する。従来の「酒に酔って正常な運転ができないおそれがある」運転（道交 117 条の 2 第 1 項 1 号参照）の免責から、一足（道交 117 条の 2 の 2 第 1 項 3 号）飛ばしに、「道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態」の運転にまで、一気に免責の範囲を拡大する文言の約款を使用している。この条項の発動は、不正行為免責という当該条項趣旨と過酷な状態免責であるという性質に鑑みて、自覚的に、適切な範囲にコントロールされる必要がある。

【土岐 孝宏】